

障害者スポーツ推進プロジェクト

参考資料

令和5年度予算額（案） 225,085千円
（前年度予算額） 164,821千円



背景・課題

- 1 東京大会により、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた機運が醸成されたが、障害のない方で障害者スポーツを体験したことのある方の割合は低く、**障害のある方とない方がともにスポーツをする、ユニバーサル、インクルーシブなスポーツ環境を整備**することが必要。
- 2 また、成人一般に比べて障害者のスポーツ実施状況が低調であることから、**障害者特有のスポーツの実施に係る障壁の解消**と、スポーツ施策の**実施体制上の課題の解消**を図ることが必要。
- 3 さらに、特別支援学校等の運動部活動の地域移行を円滑に進めていくため、**総合型地域スポーツクラブ等における障害のある子供の運動部活動実施体制を支援**することが必要。

主な事業内容

スポーツ実施状況・阻害要因等の把握、振興ツール創出等のための調査研究事業【委託先：法人格を有する団体】

- 重度障害・重複障害等の実態把握が十分でない障害種に関する調査研究

重度障害者等のスポーツ実施状況については、これまで十分に把握されていなかったため、現場における様々な取組事例を把握しながら、家族、介助者の状況も含めた重度障害者等のスポーツ等実施環境の整備に向けた必要な条件等について調査研究を行う。

- 障害者のスポーツ実施状況、阻害要因等の把握分析
- 障害者スポーツの指導・普及等のための競技別マニュアル等の作成

障害者スポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出事業【委託先：都道府県、市町村又は法人格を有する団体】

- オープンスペースを活用したユニバーサルスポーツの実施環境の整備【新規】

①公園、沿道、商業施設の広場等を活用し、②障害のある方もない方も一緒に楽しめる、③参加者本人が高価な道具等の準備不要な、スポーツイベントの開催を通じて、障害者スポーツ団体と地域まちづくり組織、企業、ボランティア等との有機的な連携体制の構築と障害者スポーツ団体の組織基盤強化を図り、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた持続的な推進体制を整備する。また、こうしたイベントにおける障害のある方への安全対策や合理的配慮の提供等、運営上の留意点を取りまとめる。

- デジタル技術を活用した障害者スポーツ実施環境の整備【新規】

実施する場の制約や、ともにスポーツをする仲間が近所にいない等の障害者スポーツに係る様々な課題の発見、デジタル技術の活用・開発による解決、効果測定等の取組を、障害者スポーツ団体と企業、大学等が連携して行うことを通じて、障害者スポーツを実施しやすい環境を抜本的に整備し、障害者スポーツの価値の発信・社会還元するための連携体制の構築と、障害者スポーツ団体の組織基盤強化を図る。

- 地域内の障害者スポーツの提供体制の整備に向けた、総合型地域スポーツクラブ等における障害者スポーツメニューの新設等に係る支援
- 福祉・教育・競技団体等との連携を中核的に担うコーディネーターの配置
- 地域の課題に対応した障害者に対するスポーツの振興、実施環境の整備

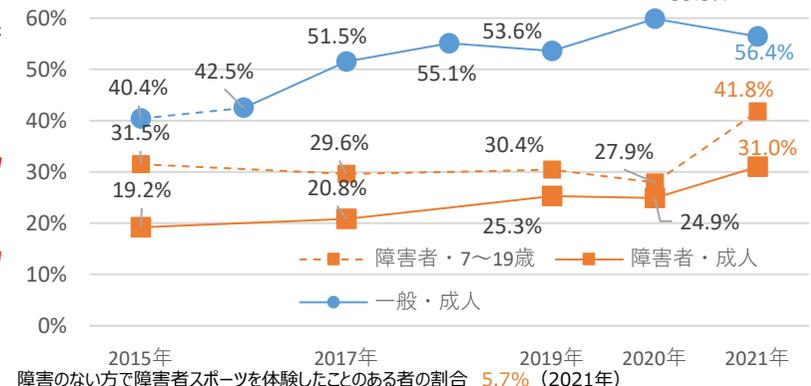
特別支援学校における運動・スポーツ活動促進等事業【委託先：特別支援学校設置者又は法人格を有する団体】

- 複数の特別支援学校等が参加するスポーツ大会の開催及び運営組織の設置等【拡充】
- 特別支援学校の在校生や卒業生を対象とした、特別支援学校における運動・スポーツ活動の促進

社会福祉施設等における運動・スポーツ活動促進等事業【委託先：都道府県、市町村又は法人格を有する団体】

- 放課後デイサービス、障害者施設等の利用者を対象とした、社会福祉施設等における運動・スポーツ活動の促進【新規】

スポーツ実施率の推移（週1日以上）



障害のない方で障害者スポーツを体験したことのある者の割合 5.7%（2021年）
（出典）令和3年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」及び「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」

背景・課題

活力ある共生社会の創造のためには、障害のある人たちが、障害の種類や程度、ライフステージに応じて、身近な地域で日常的にスポーツと楽しめる環境を整備することが必要。

目的

公益財団法人日本パラスポーツ協会は、障害者スポーツの統括団体として、障害者スポーツの振興について中心的な役割を担っている。
スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第33条第3項の規定に基づき、同協会が行う事業に係る経費の一部を補助し、我が国の障害者スポーツの振興、ひいては共生社会の実現を図ることを目的とする。

事業内容

1 障害者スポーツ振興事業

障害者スポーツに係る普及・啓発、情報収集・提供、調査研究、障害者スポーツ指導者の養成・活用等の総合的な振興事業を行う。

① 連絡協議会開催事業

- ・障害者スポーツ協会、競技団体、指導者協議会、障害者スポーツセンター協議会合同会議等の開催
- ・技術委員会等の専門委員会の開催

② 情報収集・提供事業

- ・理解啓発パンフレット、報告書等の作成
- ・国民体育大会における情報提供 **(新規)**
- ・全国障害者スポーツ大会に係る情報収集等（開催地関係者との事前調整、担当者の派遣等）

③ 普及・啓発事業

- ・普及・啓発用掲示物等の作成
- ・セミナー、講演会、座談会等の開催
- ・功労者への表彰式の開催
- ・パラリンピックレガシー教材の開発 **(新規)**

④ 調査研究事業

- ・各種実態調査の実施 **(拡充)**

⑤ 活動推進費

- ・渉外担当専門職の配置

⑥ 地域における障害者スポーツの振興事業

- ・地域における連携事業等の実施
※都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会・障害者スポーツ施設・障害者スポーツ団体に対する委託により実施
- ・地域の障害者スポーツセンター構想会議の実施 **(新規)**
- ・障害者スポーツ用具拠点設置事業
- ・事業相談会、事業報告会等の開催

⑦ 障害者スポーツ人材養成研修事業

- ・指導者養成講習会等の実施
- ・指導者派遣事業の実施
※都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会に対する委託により実施

2 総合国際競技大会派遣事業

3 競技力向上推進事業

成果、事業を実施して、期待される効果

地域における障害者スポーツの振興体制の整備や障害者スポーツ指導員の育成及び活用等により障害者スポーツの普及拡大を図り、障害のある・なしに関わらず、誰もがスポーツを楽しめる社会を実現する。

背景・課題

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第2項及び第3項により、**（公財）日本パラスポーツ協会、国及び開催地の都道府県は、共同して全国障害者スポーツ大会を開催するとともに、同大会の円滑な実施及び運営のため、国は（公財）日本パラスポーツ協会及び開催地都道府県に対し、必要な援助を行うこととされている。**

目的・目標

全国障害者スポーツ大会は、障害のある選手がこの大会に参加し、競技等を通じ**スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的**としている。国においても、大会の開催のため毎年定額補助を行っており、次年度においても、開催県に対し必要な補助を行う。

事業内容

1 開催経緯

「全国障害者スポーツ大会」は、「全国身体障害者スポーツ大会（昭和40年～平成12年）」と「全国知的障害者スポーツ大会（ゆうあいピック）（平成4年～平成12年）」の2つの大会を平成13年度に統合し、我が国最大の障害者スポーツの祭典として開催。

2 主催者

（公財）日本パラスポーツ協会、文部科学省、大会開催地の都道府県・指定都市及び市町村（指定都市を除く。）並びにその他の関係団体。

3 参加資格

次の全ての条件を満たす者。なお、住所地又は入所・通所施設若しくは学校の所在地の都道府県・指定都市のいずれかで参加申込を受付。

①毎年4月1日現在、13歳以上の者

②以下のいずれかに該当する者

- ・身体障害者手帳を所持する身体障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害等、内部障害）
- ・療育手帳を所持するかその取得の対象に準ずる障害のある知的障害者
- ・精神障害者保健福祉手帳を所持するかその取得の対象に準ずる障害のある精神障害者

4 開催地及び期間

国民体育大会本大会開催地の都道府県において、原則として国民体育大会本大会の直後に3日間で開催。現時点で決定している開催県については以下のとおり。

開催年	回数	開催地	開催期間
令和5年度	特別	鹿児島県	令和5年10月28日～30日
令和6年度	第23回	佐賀県	令和6年10月26日～28日
令和7年度	第24回	滋賀県	令和7年10月25日～27日(P)

5 競技種目

個人競技 (7競技)	陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球（サウンドテーブルテニスを含む。）、フライングディスク、ボウリング、ポッチャ（※） ※ 第21回大会から追加
団体競技 (7競技)	バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、フットベースボール、グランドソフトボール、バレーボール、サッカー

6 国庫補助

定額補助

成果、事業を実施して、期待される効果

全国障害者スポーツ大会を開催することにより、障害者がスポーツを始めるきっかけやスポーツ活動を行う上での目標となるなどのほか、大会を観戦する者が障害者スポーツに対する理解の促進が図られるなど、障害者スポーツの振興に大きな貢献があることが期待できる。